平成２４年（フ）第２２１号
沖縄県宜野湾市喜友名２丁目４番３号
債務者　久貝　雅裕
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２４９号
沖縄県沖縄市宮里519―３　ネクスコート敏301号、住民票上の住所沖縄県沖縄市城前町18番７号
債務者　森根　優子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１１６５３号
東京都港区白金４丁目９－１―203
債務者　田中　志保
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６９０号
東京都墨田区八広２丁目２―14　第三修明ビル４Ｆ
債務者　奥田　英隆
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０２８号
東京都足立区千住緑町１丁目21―30―303
債務者　保坂　俊行
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０５８号
東京都江戸川区東葛西６丁目26―13―302
債務者　肥後　了二
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１５３号
東京都足立区中央本町４丁目20―４―504
債務者　石原　治子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２３２号
東京都足立区東伊興２丁目７－２―202
債務者　佐藤　弘志
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０３号
静岡市駿河区桃園町19番９号　下川原団地９棟112号
債務者　制野　道秀
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５３７３号
東京都あきる野市小川95
債務者　五十嵐和美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４２０号
東京都豊島区池袋３丁目16―６―203
債務者　石橋　肇靖
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１１９号
大阪府守口市緑町１番26―503号
債務者　長田　雅史
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７１号
大阪府茨木市西河原北町12番８号　和光荘16号西岡
債務者　田丸照一郎
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７号
栃木県那須塩原市二区町403番地17
債務者　手塚　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月28日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第７１２号
静岡市清水区柏尾647番地の５
債務者　佐野　　淳
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３５号
川崎市中原区新城１丁目12番16号　シャトー協栄ビル406、前住所川崎市中原区新城１丁目８番３号　コーポユタカ302
債務者　西川　友浩
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係